固定資産税・都市計画税 減免・課税標準の特例申請(告)書

年 月 日

复	逐河江市	長			桂	Ē															
				申請	青(告))者	1	主所(所在	E)											
			(納稅	说義務	済者)	Ē	^{ソリガナ} 毛名 (名乘	东)										印	
							個	人番号	又は泊	生人番号											
								電	話	(L)	- 1	1 1	_		- 1				
				代	理	人	1	主所													
							Ē	ガガナ												印	
								電	話	()			_						
复	寒河江市	市税条例	可第61	条、	市移	規則	第2	21条の	2の	規定に	基	づき	<u>ŧ</u> ,	次(D [固定	官資	産	にも	系る	減
免	・課税標	準の特例	前の適	i用に	こつし	いて、	事	実を証	する	る書類	を初	たえ	て	申請	青(右	告)	しる	ます	0		
					該当	項目	をC)で囲/	んで	くださ	ź / /	0									
	該当措	·置	1		減	免				2		誹	税	標準	重の)特	例				
	該当区	分	1	新規	見			2	変	更				3		消	滅				
固	区分	所在	地看	≨•∶	家屋	番号		地目	• ‡	構造		地	積 ・	床	面	積			用	迢	Š
定		償	却資產	童の)	所在:	地		資産	の利	重類	資	産	の名	名称	· ¾	数量	畫				
資																					
産																					
カ																					
勺																					
沢																					
	原因年	月日:		年	月	日															
ь																					
自青(占二)																					
り 里 由																					
b																					
備	申請(名	告)の理	由の事	手実を	を証っ	する書	類	等													

記入方法

- 1 申請(告)(納税義務者)の欄は、減免又は課税標準の特例に該当する資産の納税義務 者の住所又は所在、氏名又は名称及び電話番号を記入し、押印してください。
- 2 代理人の欄は、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申請(告)する人、その他の 代理人の場合はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。 なお、法人及びその他の代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。
- 3 該当措置・該当区分の欄は、該当する項目の番号に○印を附してください。
- 4 固定資産の内訳の欄は、区分には土地・家屋・償却資産のいずれかを、そのうち土地 にあっては所在・地番・地目・地積・用途を、家屋にあっては所在・地番・家屋番号・ 構造・床面積・用途を、償却資産にあっては所在地、資産の種類、資産の名称をそれぞ れ記入してください。

※記入例

	区分	所在・地番・家屋番号	地目・構造	地積・床面積	用途
固		償却資産の所在地	資産の種類	資産の名称・数量	
定資	土地	寒河江市○○一丁目○番地○	宅地	223. 23 m²	宅地
産	家屋	寒河江市○○一丁目○番地○	木造	123. 87 m²	専用住宅
		家屋番号○○一○一○○○			

5 申請(告)の理由の欄は、減免又は課税標準の特例に該当する使用理由等及び該当範囲 を明確に記入してください。

また、原因年月日は上記理由の該当することとなった年月日を記入してください。

- 6 申請(告)の理由を明らかにする証明書等は、減免又は課税標準の特例を適用する場合 に不明な部分を明らかにする証明書等で、適用する法令・条例及び条項、適用範囲、適 用時期等を明確に確定できる資料を添付してください。
- ※ 記入にあたってご不明な点がございましたら、下記までご相談ください。

寒河江市税務課固定資産税係

住所 〒991-8601 寒河江市中央1丁目9番45号(市庁舎3階)

電話 0237-86-2111(内)313·355·349

寒河江市長

記入例

固定資産税・都市計画税 減免・課税標準の特例申請(告)書

様

申請(告)者

平成29年 1月10日

住所(所在)寒河江市中央1-9-45

(納税義務者) <u>氏名(名称)**寒河江 太郎**</u> 印

				個人番号又は法人番号	-								
				電話(02	37) 86-2	111							
			代 理 人	住所									
				フリガナ 氏名		印							
				電話() —								
	寒河江市市税条例第61条、市税規則第21条の2の規定に基づき、次の固定資産に係る減												
	免・課税標準の特例の適用について、事実を証する書類を添えて申請(告)します。												
	該当項目を○で囲んでください。												
		該当措置	1 減免	(2)	課税標準の特例								
		該当区分	(1)新規	2 変更	3 消滅	3 消滅							
	固	区分	所在・地番・家屋番号	地目・構造	地積・床面積	用途							
	定		償却資産の所在地	資産の種類	資産の名称・数量								
	資	償却資産	中央1-9-45	機械•装置	旋盤	切削加工							
	産												
	の												
	内訳												
取得日◆	八												
		原因年月日 平成28年10月1日											
	申請(法附則第15条第46項		が取得した一定の	機械及び装置							
	告	に係る課	税標準の特例措置)に認	後当するため。									
	の理												
	由												
	備	申請(告)の理由の事実を証する書類等											
	考												